

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年11月8日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 安 藤 祥一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

検察官 山 崎 未 生（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 野 広 司（神奈川県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 30代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性 （以下「4番」と略記）

議事要旨

（司会者）

今日はお忙しい中、また裁判所へお越しいただきましてありがとうございました。

今回は4名の方に集まっていただきました。今回皆さんが参加された4件の事件はいずれも私が皆さんと一緒に事件を担当したということですね。

今日は検察庁、弁護士会からもお一人ずつ代表で来ていただいておりますので、簡単に自己紹介、あるいはこの会に望むことを少しお話いただければと思います。

（検察官）

横浜地方検察庁小田原支部の検事の山崎でございます。

私は今回皆さんが参加された事件は1件も担当させていただいていないのですが、裁判員の皆様から御意見を頂戴する貴重な経験をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（弁護士）

弁護士の野です。

私も同じく、皆さんが参加された事件の担当弁護士ではございませんでしたけれ

ども、現在も裁判員裁判対象案件を抱えておるところでございまして、この会を通じて後々の弁護士業務に生かせればいいなと考えて出席させていただいております。どうぞよろしくお願いします。

(司会者)

それでは、今回出席されている経験者の方々がどんな事件を担当したか、その概要を御説明した上で、概括的な感想あるいは御意見などを伺いたいと思います。

事案の内容は判決で認定した事実をベースにした概要になります。

まず1番さんが関わった事件は殺人未遂でした。

内容としては、妻や長男と同居していた被告人が、長年にわたって長男による金の無心、暴言、暴力を受けていて、警察沙汰になることもあったところ、事件の3日前にも長男が金銭の要求、暴力をやめる旨の上申書を警察に提出したのに、また母親にたばこ代を無心するなどしたことにより激高して、自宅で殺意を持って、包丁で長男の腹部を突き刺そうとしたけれども、長男からその包丁をつかまれて抵抗されたため、殺害の目的を遂げなかったという事案です。

一応殺意の有無が争われた事案でしたね。

判決までの審理日数は2日弱、評議は3日弱といった事件でした。

1番さん、何か御記憶の限りで結構ですが、御感想などがありますか。

(1番)

被告人と息子さんに最初にお話を聞く機会があったときに、感情が入ったりいろいろあって、趣旨が分からないようなお話をされていたというのが記憶に残っております。

(司会者)

当時の両者の動きだとか、犯行態様といったものがよく分からなかった事件ということですね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

難しい事件だったなという御記憶ですか。

(1 番)

そうですね。やはり身近にもあり得るのだろくなというのはすごく感じました。

(司会者)

2 番さんが関わった事件は、少年の危険運転致死でした。

内容としては、被告人が普通乗用車を運転して交差点を直進するに当たり、対面信号が赤色を表示しているのを殊更に無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で交差点内に進入したことにより、左方道路から進行してきた、被害者が運転していた原動機付自転車に衝突させて、被害者を死亡させたという事件ですね。

一応赤色信号を殊更に無視したかどうか、それから重大な交通の危険を生じさせる速度であったか否か、付随して被告人の車の速度が何キロだったかといった点が争われた事案です。

判決までの審理日数は約 3 日、評議は約 4 日という事案ですね。

2 番さん、何か御感想等がありますか。

(2 番)

加害者が未成年ということもあったので、普通のいろいろな交通事故とはまた違って、保護者というか親の関わり方とか、そういったことなども、自分も子供がいたのでそこも考えながら、すごく考えさせられた事件というか内容でした。

(司会者)

3 番さんが担当された事件は傷害致死です。

内容としては、被告人はかねてから近所の公園で使用していたスコップの保管場所を変えられたなどとして、被害者に苦情などを言っていたけれども相手にされなかった。それで腹を立てていたところ、事件が起きた当日、公園で被害者にスコップについて問いただしたところ無視されたために激高して暴行を加えてしまった結果、被害者を後方に転倒させ、頭部を木の幹にぶつけさせて傷害を負わせ、約 10

日後、病院で死亡させたという事案でした。

被告人の暴行態様、それからどういった経緯で死が招かれたのか、暴行行為と死との間に因果関係があったかどうかといった点が争点になった事案です。

判決までの審理日数は約3日、評議は約5日というスケジュールで実施されました。

3番さん、何か御感想等がありますか。

(3番)

最初に公園で殴るということから10日後に死亡されたと。大体10日間の中にいろいろなプロセスというか経緯をたどって行って最後は死亡になったということで、殴って転んでというところから、本当に最後まで因果関係が続くのかどうかというところが一番難しかった点です。

(司会者)

やはり難しかったなというのが印象ですね。

4番さんの事件は殺人ですね。

内容としては、被告人が勤め先での過酷な取扱いやいじめから逃げたいなどと考えて海岸を歩いているうちに金属パイプを見付け、これで人を殴ろうと決意して相手を探していたところ、全く見ず知らずの被害者が歩いているのを見付けて後をつけ、公園内で殺意を持って、金属パイプで多数回殴打して殺害したという事件でした。

他に、その直前に日本酒1本を万引きしたという窃盗の事件も、併せて審理されました。

内容としては殺意の有無と、被告人は精神疾患がある人で、量刑が争点になったという事案ですね。

判決までの日数は約3日、評議も約3日という事案でした。

4番さん、何か御感想等がありますか。

(4番)

精神疾患ということで、殺意があるかないかというものを決めるときに、それを酌んであげるのかあげないのかというところとか、関わらなければ分からなかったことがたくさんあったなと思いました。

(司会者)

今ざっと御感想を言っていたいたのですけれども、今度は個別の問題に入っていきたいと思います。

皆さん御記憶だと思いますけれども、審理に入ってまず被告人の法定質問、本人に間違いがないかどうかという確認をしましたね。それから罪状認否、そういったものを行った後、検察官、弁護人に冒頭陳述というものをしてもらっています。これも当時御説明したように、検察官、弁護人に今後立証しようとする内容をプレゼンしてもらおうという手続でしたね。それについて少し御意見などを伺いたいと思います。

まず1番さんが関わった殺人未遂の事件は、検察官が提出した冒頭陳述メモという書面を見ると、A4が1枚ですね。これに対して弁護人が出した冒頭陳述メモというのが、B4が1枚。A4で2枚分の分量ということになります。

冒頭陳述を聞いてこれから何をするのかすんなり頭に入ったかとか、何か御記憶はありますか。

(1番)

印象なのだと思いますけれども、検察官がすごく熱を持って話していらっしゃったなというのと、それに対して弁護人の方たちは割とふわっとしたような、そこがすごく印象に残りました。

(司会者)

双方はこういうストーリーをこれから示そうとしているのだということは、頭にすんなり入りましたか。

(1番)

そうですね。検察官と弁護人とで、殺意があったかなかったかとか、凶器の危険

性を理解していたのかどうかといったところはお互いの視点というところでお話してくださったので、そういうところがこれから皆で考えていくところなのだなというのは分かりやすかったです。

(司会者)

では、そこは双方のプレゼンを聞いて、引っ掛かりもなく頭にすんなり入ったという御記憶ですね。ただ、弁護人の方が少し熱がないというのか、ふんわりされていたということですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

2 番さんの担当された事件を見ると、やはり検察官の冒頭陳述はA 4 が 1 枚程度の内容ですね。それから、弁護人の冒頭陳述はB 4 が 1 枚ですからA 4 で 2 枚分、ただし、内容は図を利用したり、そんなにびっしり情報が詰め込まれているというようなものではなかったですね。

2 番さん、冒頭陳述をお聞きになっていて理解しやすかったかとか、その辺はどうでしたか。

(2 番)

生活の中で車を私も運転しているのですが、速度は確かに自分で見るのですけれども、今、何キロだというのは自動車を運転しながら速度は分かるのですが、検察官もその速度をはっきり数字で出されるのにいろいろな計算で出されたり距離を測ったりとかで、こうやって数字が出てくることが私は少し驚いたというか、すごいなと思ったのですが。

(司会者)

証拠調べで速度鑑定人のお話なども聞きましたね。証拠調べの内容はまた後でお聞きしたいのですが、そうなる前の段階で、そういうことを立証しますよということを検察官が説明したわけです。それはそのときには、すんなり頭に入りま

したか。

(2番)

ふわっとしたイメージでしかなかったので、どちらかというと少し難しかったかなと。はっきり分かるというわけではなくて、これからどうなっていくのかな、理解できるかなという少し不安はありました。

(司会者)

同じようなことは弁護人も主張されていますね。

弁護人のメモはどうですか、分かりやすかったですか。

(2番)

説明は入ってはきたのですが、やはり検察官の方が迫力がありました。

(司会者)

この件は検察官も弁護人も交差点の様子を図示したりして冒頭陳述してくれていましたけれども、やはりこれだけではすんなり頭に入らなかったという感じですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

ただ検察官の方が熱が入っている感じだったということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

3番さんの関わった事件は、検察官の冒頭陳述メモは少し字がびっしりになっていますけれども、A4で1枚程度の内容でしたね。これに対して弁護人の方が、内容的にはA4で8枚にわたる内容をずっと読み上げるような形で冒頭陳述をされましたね。

すんなり頭に入るように理解できたかどうか、その点はどうですか。

(3番)

頭に入ったかどうかという点で言うと、弁護人がどんなことが言いたいのかというのは分かりやすかったと思います。

検察官の冒頭陳述メモは、中身というよりは印象的には、ちょっと淡々とし過ぎているのではないかといった感じです。

あと、先ほど言った因果関係では、途中にいろいろな医学というか医療の言葉も出てきたので、その言葉自体が初めて見る言葉もかなり含まれていたもので、そういう意味も含めて、一発で頭に入ったかどうかという、そこは簡単ではなかったです。

(司会者)

C T検査だとかMR I 検査だとかといった言葉が冒頭陳述の間からぼんぼん出ていましたから、そういったものはついていくのがなかなか大変だったという感じですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

このとき弁護人が冒頭陳述の中で、非常に難しい法律論なども実は展開していたのですけれども、ここはついていけましたか。

(3 番)

何を言いたいのかという落としどころはどこかなというのは大体理解できました。致死ではないよと、暴力振るったことは認めるのだけれども、致死まではいかないでしょうということを言いたかったのだらうなということは。

(司会者)

なるほど。その要点はつかめたということですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

4 番さんの殺人事件も検察官の冒頭陳述メモはA 4 が 1 枚ですね。ただ、字はび

っしりだったのですけれども。弁護人の冒頭陳述メモもやはり B 4 が 1 枚ですから A 4 で 2 枚程度の内容です。

今、振り返って、頭にすんなり入ったかどうか、その辺はどんな印象ですか。

(4 番)

割と事件自体の内容は頭に入ったというか、検察側と弁護側の区別が分からないというか、検察側がおっしゃったことと同じことをまた弁護側もおっしゃるので、同じことを聞いているなという感じがしました。

確かに弁護側は、わざとというか、死ぬとは思っていなかったのだと思うという感じではあるのですけれども、検察側もただ事実を話されているのだなという感じがしました。

(司会者)

冒頭陳述というのは正にそういったもので、これから立証しようとする事実を淡々と説明してもらえばいいのですけれども、一応そういう観点からすると、どちらも事案の内容を淡々と説明してくれていたのだという感じですか。

(4 番)

はい。

(司会者)

ただ、どちらも同じようなことを言っているというのは、争いがない事実をずっと説明した上で、どこが争点かというのを双方が明らかにしてくれたということなのですけれども、むしろ争いがない事実などは説明が必要ないのではないかという感じですか。あるいは片方、どちらかが言ってくれば十分ということですか。

(4 番)

はい。

(司会者)

今ざっとお聞きしたところ、4 件ともなかなか難しい争点があったのですけれども、冒頭陳述の段階では何を言っているのか分からないという感想はなかったです

ね。皆さん、検察官、弁護人が言わんとしていることは大体理解できたという印象でよろしいですかね。

皆さん方は初めての経験なので、法廷へ入ってから冒頭陳述を聞くまでせいぜい15分か20分程度なのですけれども、その頃には落ち着いて聞けるような精神状態でしたか。

2番さん、そこはどうですか。

(2番)

最初に入ったときの印象は、ドラマというかテレビで見たようなすごい所に来てしまったのだなという気持ちで、少し気持ちが高ぶるといって緊張していたのが正直な話で、座ってみると、やはり下に傍聴席とかいろいろな方がおられるので、少し気持ちを静める、冷静になろうと思ったのがありました。

始まってくると、徐々にそちらに集中して話が聞けたので。

(司会者)

集中できるようになったのは、大体いつぐらいですか。

(2番)

裁判官の司会というか挨拶というか、始まりますみたいな。

(司会者)

開廷しますというところですか。

(2番)

開廷しますから徐々になので。

(司会者)

では、やはり冒頭陳述を聞く頃には落ち着いていたのですね。

(2番)

もうそこには気持ちは入っていましたがけれども、最初、入ったときの雰囲気は少し会場に飲まれる自分がいました。

(司会者)

緊張して頭が真っ白だったら、そういう人の意識を集中させて振り向かせるような冒頭陳述をしなければいけないということになりますけれども、2番さんは割と早目に落ち着いて聞けるようになったということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

他の方はいかがですか。

(3番)

私も最初から、どちらかというとも全部ざっといって気持ち揺らいでしまうので、最初、検察側は検察官を見て、弁護側は弁護人を見てという形で、一応内容は最初から把握できていたと思います。

(司会者)

では、冒頭陳述の頃には落ち着いて聞けるような状態だったということですか。

(3番)

はい。

(司会者)

4番さん、そこはいかがですか。

(4番)

私はずっと緊張していたような気がします。

正面を見るのも怖いので検察側の方を見たり、あと資料を見たり、要は言われていることを聞き取って何が大事かというのを書き取ることに集中しようと思っていた感じですね。

だから、一つも聞き逃さないようにしようということで、落ち着こうとしていました。

(司会者)

冒頭陳述を聞く頃には、何とか集中できるような精神状態だったということですか。

か。

(4 番)

そうですね。でも、被告人の顔を見るとざわざわしてしまって、あまり見られない感じでした。

(司会者)

1 番さん、その点はいかがですか。

(1 番)

そんなに人が傍聴席の方にもたくさんいるような感じではなかった割には、結構出入りがあるのだなというのはすごくイメージに残っています。本当にいろいろな人が出入りするのだなというのは思いました。

(司会者)

そうお聞きしますと、1 番さんはあまり集中できなかったのではないかとこのころが気になるのですけれども。

(1 番)

集中していましたが、やはり資料を見ながら一段高いところに座るので、傍聴席の動きなどがすごく目に入ったのが印象に残っています。

(司会者)

そうしますと、皆さん方はおおむね冒頭陳述の頃には割と平静に見聞きできていたという感じですかね。

冒頭陳述メモを見ながら、これも皆さん方のお手元に配られた上で説明があったと思うのですけれども、何かいろいろメモされたりはしましたか。

(4 番)

メモしないと内容が分からなくなってしまうので、常に書かせてもらっていました。

(司会者)

基本的には冒頭陳述メモに書かれた内容を敷衍して検察官、弁護人は説明をされ

るのですけれども、それ以外にメモを取るというのはどんな部分のメモを取られていたのですか。

(4番)

会話というか思いというか、そのお話しされている方の気持ちのようなものとかを少し付け足して書いてみたりしました。

(司会者)

他の方はいかがですか。やはり随分メモを取りながら聞かれたのですか。

(3番)

メモはかなり一生懸命取っていました。

(司会者)

冒頭陳述を聞きながら取るメモというのはどんなものだったのですか。

(3番)

ここだけというか、最初からとにかく全部メモは、自分で忘れないようにしようと思って。一日経つと忘れてしまうこともいっぱいあるし、先ほど言ったように、結構言葉が分からないところは全部メモして、後でインターネットなどを見ながら。

(司会者)

御自分で調べられるのですか。

(3番)

ええ。そういうことで、メモはやはり最初から最後までとにかく取ろうと思って臨みました。

(司会者)

そうすると、冒頭陳述を聞きながらメモにない耳に入っただけのものをずっと取っていたということですか。

(3番)

全く同じ内容でも何でも、とにかく自分で全部理解しなければいけないので、言葉、音だけだと私はなかなか厳しいので。

(司会者)

1 番さん、その点はどうですか。やはりメモは大分取られていましたか。

(1 番)

メモは冒頭陳述メモが最初にいただけていたので、沿って話されているのだなというのは感じて、その中でイントネーションなどで強調したいのだなと思ったところは丸をしたり、脇の方に小さく書いてあることなどでも意外とそこを繰り返しおっしゃったりすると、ここは今後争いたいのだなというところで、自分で忘れないように丸だったり印を付けておいたりというのはした記憶があります。

(司会者)

4 番さん、その点はいかがですか。

(4 番)

聞いて、内容が重複しようが、冒頭陳述メモに書いてあろうがなかろうが、言われたものは全部文字にするという気持ちで書いていて、後でそれは評議の部屋に入ったときに冒頭陳述メモとは別に参考になったので、必死になって聞き取って文字で残しておいた方がいいなとは思いました。

(司会者)

恐らく検察官、弁護人は、メモはあくまでも参考資料なので自分たちが述べる言葉を聞いて理解してほしいというおつもりでやっている。だから熱が入ることもあると思うのですけれども、そういうことでやられているかと思うのですが、そうすると、やはりどうしても紙を見ながらメモを取らないと、なかなか頭に入らない感じですか。

(3 番)

私は自分で確認するのが最終的には書いたもの、記録したものなので、言葉というのはやはり消えてしまうので、レコーダーで後で聞ければまだいいのですけれども、そういったところは裁判員裁判ではなかったと思うので、メモというのは、私は重要だと思います。

(司会者)

そうしますと、皆さん方が関わった事件はおおむね検察官、弁護人の冒頭陳述の内容は分かりやすかった、あるいはそんなに悩むこともなかったのだけれども、その前提として、御自分たちでも大分メモを取るなどの工夫をされたということですね。

検察官、弁護人からも少し何か質問あるいは御感想等があればお聞きしたいと思いますが、検察官、何かありますか。

(検察官)

裁判員の方はこういった御経験は当然初めての方ばかりだと思うので、いきなり抽選で引かれて、さあ始まるぞというところでの緊張感とか不安感というのは、私どもは経験することができないので、いかばかりかと思うのですけれども、その中で裁判官からいろいろ助言等をいただきながら裁判員の方々がいろいろ工夫されて、私たち検察官が法廷で皆さんに証拠調べでこういったところを見てほしいのですよというところについて、皆さんが緊張しながら、不安な気持ちを抱えながらメモを取りながら分かろうとしてくださっているのを今ここで聞けて、良かったなと思いました。

(司会者)

やはり検察官はメモは配りながらも、口頭で説明する内容を理解してほしいという事でやられているわけですか。

(検察官)

そうですね。言葉は消えてしまうものというのは本当にそのとおりなのですが、できるだけ公判で話させていただいたところをお分かりいただけるのがいいなと思うので、私の場合は裁判員の皆様のお顔をちらちらと見ながら冒頭陳述などはさせていただいて、目線が合うと、聞いてくださっているなと思いながら、いつも冒頭陳述、証拠調べなどをさせていただいていました。

(司会者)

弁護側としては何かありますか。

(弁護士)

弁護士というのはもともと検察官と違って、裁判員裁判というものについてどう臨むのかということをおまわり組織立って確立したものがあるわけではなくて、個々の弁護士がそれぞれのやり方でやっているという部分がどうしてもあります。なので、事件によっては全然個性が変わってきってしまうというところは否めないところではあるのですけれども、裁判員裁判の取り組み方としては、すごく簡単な表現で申し訳ないのですけれども、ゆっくりはっきり大きな声でという形で分かりやすく、かつ届きやすい説明を冒頭陳述ですることが望ましいと言われておりまして、その方が伝わりやすいのではないかと考えられているところです。

冒頭陳述メモの作成の仕方もなるべく一見してどこが問題なのか分かりやすいように作るようにと言われてはいるのですけれども、これも事案によって簡単にできるものと争点が複数出てきて分かりづらい部分が出てきてしまうものもあるので、それは改善の余地というのは日々あるのかなと思っています。

それを踏まえて一つお聞きできればと思うのですけれども、淡々と話されている方が中身が入ってきやすいのか、それとも、熱が入った方が割とすっとなってきやすいのか、印象としてはどちらなのかというのを私から聞かせていただければと思います。

(司会者)

そこはどうでしょうか。御意見のある方はおられますか。

3番さん、いかがですか。

(3番)

内容を理解するということと、態度というか印象というのは、私自身は分けていかなければいけないと思っていますし、自分は分けているつもりなので、淡々とというのは、のっぺらでなければ、別に表情は普通で何も変わらずにやっていただければいいのですけれども、最初から最後まで同じトーンならば、少しここがポイン

トだよというところだけは聞いていて印象に残るような抑揚的なところは、全体としては淡々でも熱っぽくでもいいのですが、とにかくポイントはどこだよというところだけは、いずれにしても伝わるようにしていただけた方がいいかなと、そのぐらいですね。

(司会者)

他の方は何か御意見ありますか。

1 番さん、いかがですか。

(1 番)

お話をしている最中に詰まりながら、ぺらぺらめくったりしながら詰まりつつという感じだと、自分の中で集中していて、聞こうと思っていて出鼻をくじかれるというところがあったのがすごく印象には残っていますね。

淡々としゃべっていただくなら淡々としゃべっていただいた方が、客観的に聞けるのかなとは思いました。

(司会者)

2 番さんは何かありますか。

(2 番)

弁護士さんというのは弁護をする方に寄り添ってというイメージがすごく強くあって、その方に寄り添ってお話しされているのであれば、淡々というよりもすごく思いがあって説明されると、そちらに自分も流れてしまうのかなというののもあって難しいところなのですが。

でも、確かに淡々というよりも、その弁護する方に寄り添ったような話をされると、ちょっと聞いてしまうかなと思います。

(司会者)

4 番さん、いかがですか。

(4 番)

私は、弁護人が普通に事実を述べられている感じで、それが悪い印象ではなかつ

たので、特別何か思いを込めて抑揚を付けてとか、そういうことをしなくてもいいとは思いますが。

(司会者)

そうしましたら、次は証拠調べの段階に入っていきたいと思います。

今回の事件は4件とも、いわゆる否認事件ということで証人を調べています。

その前提として、いわば争いがない部分については検察官が提出した証拠書類で調べたりしていますから、実際には皆さん方が目前にあるモニターに犯行場所はどこですというようなことを示してもらった上で取調べを済ませて、それで証人尋問に入っていくという流れだったと思います。

まずモニター越しにいろいろ見せてもらった証拠調べで印象をお聞きしたいのですが、4番さん、どんな印象でしたか。目の前にモニターがありましたね。それに検察官の方で犯行場所の写真を示したりいろいろ見せてもらったり、あるいは供述調書を読んだりということがあったと思いますが、そこでの取調べはどうでしたか。分かりにくかった、分かりやすかった、あるいは聞き取りにくかったとか、何か御記憶はありますか。

(4番)

ただ事実を述べられているのだろうなという感覚だったですね。もっと本当に悲惨な状況が映るとかそういうことを覚悟していたのですけれども、そういうことはなく、普通にというか、ここでありましたとか、特別びっくりするような感じではなかったです。

(司会者)

モニターの画面と合わせて検察官が口頭で証拠の内容を説明したかと思うのですが、特にそれが分かりにくかったとか、そういうことはなかったですか。

(4番)

ええ。特にこれが分かりにくいとか分かりやすいということまで分からない感じで、言われていることをそのまま受け入れているという感じでした。

(司会者)

後でその証拠に基づいて何が認定できますかという話もしたと思うのですけれども、そののちと、後で振り返ってみて、そういう証拠だったのか、初めて知ったとか、そんなことは特になかったですか。

(4番)

罪を重くしたいからああいう図を持ってきたのだなというのが、後から分かりましたね。

(司会者)

検察官の意図はそのときに分からないけれども、見せてもらったり聞かせてもらった内容はそのとおり頭に入ったということですね。

3番さん、その点はいかがですか。

(3番)

モニターにいろいろ映して、あるいは模型を使ったりして説明されたのはいいのですけれども、人が立っていたところと木の距離が何メートルあったとか、数値的な数字が何もなかったので、もう少し数値的な証拠を裏づけるようなものがあったら、私としてはもう少し分かりやすかったなという気がします。木からどれぐらい、立っている向きとか距離とかです。

(司会者)

事件は、公園の一角、植木のあるところで被告人が被害者を殴って転倒させたという事件でしたね。

(3番)

ええ、殴って後ろに倒れて木に行ったということです。

(司会者)

その距離関係ですか。

(3番)

距離関係がもう少しあればと思うのです。

何も知らない私から見ると、本当に木があそこにあってぽんとやって倒れるかという、そんなことないな。では、大体位置関係は合っているのだろう、例えば2メートル離れていたとか1.5メートルだったよというぐらいの数値があると、もう少し分かりやすかったなと思います。

(司会者)

そうすると、図面だけではなかなか距離関係などが実感としてつかめなかったということですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

他に何か印象にあったこと、覚えていることはありますか。

検察官の声が聞き取りにくいとか、そういうのは特になかったですか。

(3番)

証拠の説明自体は特に。

(司会者)

あとは特に問題なかったという御記憶ですか。

(3番)

と思います。

(司会者)

2番さん、その点はいかがですか。

(2番)

距離の数字とか速度とかの文字だけとか図だけを見ると、何となくイメージが、こんなだろうなと思いながらも、やはり写真などが実際に出てくると、信号の高さがこのぐらいで実際にこんなふうに見えていたのだというのが分かるので、そういう写真を見ることによって、図と数字よりもより分かりやすかったというか、頭に入りやすかったです。

(司会者)

交通事件でしたからね。被告人が走った経路の写真とかを見たのですね。そういったものを見て、大体頭に入ったということですか。

(2番)

そうですね。写真があったことで、信号も実際にこうやって見えたのだろうとか、そういう説明は頭に入りやすかったです。

(司会者)

では、検察官の証拠の説明は大体理解できたということですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

場所が家の玄関の中みたいなところだったので、土間があったり廊下から突進していったみたいなところの位置関係だったりというのは、やはり映像があったことでイメージしやすいというのはすごくありました。

あとは、実際に曲がったような包丁を見て、実際こんなに大きいのだとか、実際包丁ってこんなに曲がるものなのかとか、これが人と人が争っている中で曲がったのだったら、それはよっぽどの力だったよなということが客観的に見られてすごく良かったと思います。

(司会者)

皆さん方はおおむね、検察官の証拠の説明はモニター、口頭の説明、合せて理解しやすかったという印象ですね。

少し詳し過ぎないかとか、あるいはこの辺がもう少し詳しくあったら良かったとか、何かそういう御記憶はありますか。

(1番)

写真が家の中の写真だったのですけれども、奥の方は若干暗く写っているとか、写真で見ると植木鉢などの大きさが意外と分かりづらかったりしました。

なので、よくテレビのニュースで見るような黒い影のような人の絵みたいのが、ああいうのがぽんと写真の中に入っていたりすると、比較する物があるとサイズ感とかが分かりやすいのかなとは思いました。

(司会者)

人が立っていたりすると、距離感とか物のサイズがもっと分かりやすいのではな
いかということですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

それは写真を見ただけでは、なかなか分かりにくいですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

他の方はいかがですか。特段そういう御記憶はないですか、証拠が多過ぎたのでは
ないかとか、足りなかったとか、そういうことはなかったですかね。

今回の4件は、みんな人が亡くなったり大けがをした事件ということで、我々とし
てはあまりショッキングな写真などを見せたくないということで、検察官、弁護
人にいろいろ工夫してもらっていました。

3番さんが模型とおっしゃったのは、頸椎の模型を弁護人が用意して、それを見
ながら取り調べたということもあったわけですが、皆さん方、最初に殺人とか傷害
致死という事件名を聞いて、どんな証拠を見せられるのだというのは何か心配され
ましたか。その点はどうですか。

2番さんはどんな感じですか。

(2 番)

裁判員裁判というのは、よく皆さん、一般に聞くのが、死体の写真を見るのだよとか、けがしたその場所の写真を見せられるとか、そんなうわさが頭に入っていたので見る覚悟はあったのですが。

(司会者)

覚悟はあったのですか。

(2番)

ありました。当初は寝られなくなってしまうかなと思ったりしたのですけれども、それはなかったのです。

(司会者)

皆さん方が関わられた事件は、恐らくみんな図面で代えたりなどしてあったと思うのですが、中には、そういった物でもいろいろ想像して気分が悪くなってしまうなどという方もおられるようなのですけれども、皆さん方は特にその点は大丈夫でしたか。

特に図面を見ていろいろ想像してしまっただけで気分が悪くなったりというのはなかったのですか。

そういった前提的な事実の取調べを終わった後、皆さん方が参加した事件はどれも証人尋問を、結構何人もやったような事件もありました。

1番さんが関わった事件が被害者本人と、そのとき居合わせた被告人の妻を殺意に関する証人ということで尋問していますね。

証人尋問をお聞きになって、何か印象に残っていることはありますか。分かりにくかった、分かりやすかった、何でも結構です。

(1番)

被害者も被告人もなのですけれども、メンタル的に不安定な部分があって、同じような質問だけれども答え方が変わったり、飛び掛かるのではないかぐらいの感情を被害者の方がされていたりで、テレビなどで見るよりはリアルなのだなというのはすごく思いました。

論点にしたいところを検察官は何回も角度を変えながら質問されたりしていたのは、いろいろな角度から同じような質問をすることによって固めていきたいのだろうというのはすごく感じました。

(司会者)

確かに少し被害者が、被告人に対する怒りを急に見せたり、あるいは同じことを聞いているのに、検察官が聞くところ答えて、弁護人が聞くところ答えてと、非常に難しい尋問でしたね。

その質問の意図というのは、聞いていて分かりましたか。検察官は何のためにこれを聞いているのか、あるいは弁護人は何のためにこれを聞いているのか、その辺は理解しながら聞かれていましたか。

(1 番)

そうですね。同じような質問なのだけれども、少しずつ聞き方が違ったりで、絞っていききたいのだろうなというのはすごく分かりやすかったです。ただ、狙いが外れて全然違う、さっき白と言ったことが黒になったみたいな返事が返ってきたりもあったので、その点は検察官も弁護人も大変だったのだろうなと思いました。

(司会者)

検察官あるいは弁護人の質問は、聞き取りやすかったかとか、その辺はどうですか。結構検察官、弁護人も、あるいは被告人、証人なども語尾をはっきり言わなかったりして、分からないことがよくありますけれども、そんなこともなかったですか。

(1 番)

検察官の質問はあらかじめ項目が書き出されてあって、お二人で確認しながら質問をされていたのがすごく印象にあって、弁護人の質問は、失礼な言い方ですけども、途中で何を言っているのか分からなくなってしまったことが、個人的にはありました。

(司会者)

そこは検察官側の証人だと、事前に打合せをして聞くことを決めてきていますから整理できるのだけれども、弁護人は反対尋問ということで、ほぼぶっつけ本番でその証言を覆そうとされるので、途中で混乱したり、なかなか攻めきれないというのもあるんですね。

だから、むしろ検察官が聞いて弁護人が聞いて、その後、検察官が聞く、ここからが双方がきちんと聞いたのか、一番力が出るころだと思うのですが。

そういうことも含めて見て、検察官の尋問は分かりやすかったけれども、弁護人の尋問は少し分かりにくかったということですか。

(1 番)

分かりにくかったというより、場面によっては思っていたところイメージというか印象には残っています。

(司会者)

私も少し記憶に残っているのは、被害者が少し気色ばんだりして、弁護人はなかなか詰めあぐねていたなという印象はありましたね。

それから、2 番さんの事件はまた難しくて、事件の内容に関わる証人としては、実況見分を行った警察官、速度鑑定を行った鑑定人の物理のお話を聞いたりしました。

まず警察官の証人尋問、これは実況見分といって事故現場に被告人を連れて行って、被告人がこういう説明をしたのでこういう図面を作りましたという証人でしたね。

この証人のお話、あるいは質問を聞いていて、分かりやすかったかとか、その点はどうでしたか。

(2 番)

分かりやすいというか、聞きやすかったというか、警察官も被告人に寄り添って話を聞いて図面も書かれていたということもあったので。

(司会者)

そういった内容がきちんと伝わったということですね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

証人尋問でも結構図面を使いながら聞いていたと思うのですが、そこはどうですか。図面を見ながら証人の話を聞きながら、両方を見聞きしなければいけないのですけれども、そこはどうでしたか。

(2番)

そんなにスピードを上げて話されていなくて、図面を見ながらその位置もモニターで確認しながらできていたので、そこは分かりやすかったです。

(司会者)

それから、速度鑑定の関係、この証人のお話はいかがでしたか。

(2番)

計算の仕方が、私はちょっと苦手だったので、こうやって出るのだなというので納得する感じで、質問をすることが出てこなかったです。

(司会者)

こうやって出すのだというのを理解するのに精一杯という感じですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

鑑定の結論はどうでしたか。すっと胸に落ちた感じでしたか。この人が言うのならそうだろうというような感じですかね。

(2番)

そうですね。本当に分からなかったもので、そこはそう言われるとそうなのかなと。

(司会者)

そこはもう少し検察官が上手に聞いてくれていればいいのか、それともはなか

ら全然内容が分からなかったのか、そこはどうですか。

(2番)

説明されながら、こういうふうに計算していくのだなというのは理解できたのですが、それに対してもっと突っ込むには、自分が分かっていないので、少しその辺が。

(司会者)

そうすると、全然何を言っているのか分からなかったという話ではないのですね。

(2番)

はい。やり方とかそういうのは。

(司会者)

検察官が引き出した証人のお話からすると、こういう計算をしてこうなるのだろ
うなということは一応理解できたわけですね。

(2番)

はい。

(司会者)

そういった内容の中では、きちんと専門用語を証人に語ってもらえているのかとか、あるいは大事なところをはっきりゆっくり聞いてもらっているのかとか、そういうことも問題になるかと思うのだけれども、そこは特におかしなところはなかったですか。

(2番)

それは特に感じなかったです。

(司会者)

3番さんの事件は、証人が非常に多かったですね。目撃者が3名、被害者の娘さんには入院したときの状況をお聞きして、解剖を行った医師、治療に当たった医師2名ということで、7名の証人を尋問したのですね。

特にこの証人は難しかったなというのはありますか。

(3番)

難しいというとはやはり最初の救急病院の方は骨折はなかったよと言って、最終的に亡くなった病院の方は最初に写真を見て骨折していたよと。だから、そこは難しかったです。

(司会者)

内容自体はどうですか。

(3番)

内容は、どこが折れていて頸椎、神経に障害を与えていた、傷付いていたということ自体は検察の証拠で、折れていたとしたならば傷付いているはずだ、だからこうだという検察側のロジックというか、そこは分かりやすかったです。

(司会者)

そういう尋問を引き出すために検察官も弁護人もレントゲン写真とか頸椎の模型とか、そういうものをいろいろ出して尋問していたのですけれども、それはどうでしたか、分かりやすかったですか。

(3番)

説明自体は分かるような説明だったと思います。

(司会者)

検察官、弁護人もそういう説明を引き出すような尋問をしてくれていたということですかね。

(3番)

そうだと思います。

(司会者)

4番さんの事件も被告人の犯行態様が少し問題になった関係で、たまたまその公園にいた目撃者、被告人の動機に関わる雇用主の証人尋問、それと、被告人に精神疾患等の事情があったので、それに関わる精神科医、この3人を証人尋問しているということですね。

4 番さん、証人尋問で今、何か御感想などがありましたら、分かりにくかった、分かりやすかったなどいかがですか。

(4 番)

どちらも分かりやすかったというか、検察官は殺意を持って殺していたと導こうとしていたのですが、目撃者の人はただ見たままをおっしゃっていたので、その目撃者の方は誰から聞かれても同じことだったので。

(司会者)

証言が非常に堅かったということですかね。目撃者の証言はなかなか揺るがなかったということですね。

とにかく目撃者の方が言っていることは、すんなり理解できたということですか。

(4 番)

はい。

(司会者)

雇用主のお話はそう難しい話ではなかったと思いますが、精神科医のお話はどうでしたか。被告人の精神疾患について説明してもらったのですけれども。

証人尋問は理解しやすかったですか。

(4 番)

この先生がおっしゃっていることは、犯罪は、これだからといって犯罪を犯すわけではないとおっしゃったので。

(司会者)

聞いているときに、質問の意図がよく分からないとか、もう少し易しい言葉で説明してほしかったとか、そういったことはどうですか。

(4 番)

意図というか、検察官は病気だからといってなるわけではないのですよねというのを引き出そうとしていたと思います。なので、意図は分かりやすかったです。

(司会者)

何のために聞いているのかというのは、きちんと理解しながら聞けたということですね。

皆さん方から今、お話を伺ったところでは、そんなに混乱することはなかったようです。証人尋問ではそれぞれの証人の話は一応聞けて、何のための証人で、結論的にどんなお話をしてもらったのか、そこはおおむね理解できたということですね。

その辺りを突き詰めていくと、やはり最初の冒頭陳述でどこが争点かということが頭に入って、そのための証人あるいはどの部分の証人かということを念頭に置いて聞けたということによろしいですか。その辺の感覚はどうですか。

(1 番)

そうですね。質問の意図だったり、ここに着地させたいのだらうなというのは分かりやすかったです。

(司会者)

他の方々も大体そんな感じですか。冒頭陳述を聞いた上で証人尋問を聞いてみて、そういうことかというのがすぐ理解できたという感覚ですか。

(3 番)

裁判官に区切りのときにいろいろ説明していただいたので、それを含めて理解が深まったという感じです。そこだけでいうのではなくて、やはり裁判官の説明などがないと。何もなくてということはちょっとどうかなと。全体として理解を深めることができたということです。

(司会者)

証拠調べに関して検察官、弁護人の立場から何か質問等がありますか。

(検察官)

検察官は立証があるので、尋問等については、先ほど裁判官からお話があったとおり、証言を引き出す側であることが多いので、前もって打合せというのはさせていただくのです。

そのときに、証拠となるのは証言であって質問ではないので、どうやったらこちらが立証しなくてはいけない証言が出やすいのだろうと、質問をいろいろ工夫しながら考えて法廷に臨むというプロセスを辿って当日を迎えるのですが、その中で今、少し伺った限りでは、証言自体については分かりやすいと言っていたのは良かったなと思いましたし、証言を分かりやすくするとどうしても逆に質問の意図が分かりにくくなることもあるので、今回の4件については質問の意図も分かっていただけでいいので、良かったなと思いました。

(司会者)

弁護人の立場から何かありますか。

(弁護士)

弁護士の方は逆に、先ほど裁判官から御説明いただきましたけれども、ぶっつけ本番で証人の尋問に臨むようなことがほとんどなので、自分の質問に対して何と答えてくれるのかということは分からないまま臨んでいることが圧倒的に多いのです。

もちろん争いのない部分は特段心配することはないのですけれども、質問の仕方によっては、かえって自分たちにとって有利な事情ではないことをお話しされてしまうというところもあるので、なかなか弁護側としては証人尋問というのは難しいということが前提にはなるのです。

では、せっかくの機会なので質問させていただきますと、最初は、ほとんどの証人は検察官から先に聞いて、その後、弁護側から聞くということになるのですけれども、弁護士の質問にも当然意図がありますので、弁護側の質問の意図はよくわかったとか、聞いている内容、何を聞きたいのだろうということは理解できたかということをお聞かせいただければと思います。

(司会者)

1番さん、いかがですか。弁護人の尋問はどうだったか。

(1番)

被害者も被告人も気持ち的に不安定なところが多かったので、苦労されているな

というのはすごく客観的に見て分かったのですけれども、印象的には、本当のところ変わられてしまうので、聞いた方がいいのか、聞かない方がいいのかというところを天秤にかけているのだなというのは、すごく苦勞されているなというのは分かりました。

(司会者)

簡単に言ってしまうと、検察官は自分が立証しようとする事実を立証するために聞き出す、弁護人はそれを邪魔するということですね。

1番さんが見て、弁護人はそういうつもりでやられていたのか、それとも本当に証人の証言に戸惑われたのか、それはやはり後者という印象ですか。

(1番)

そうですね。全然変わってしまったということもあったので、慎重に質問せざるを得ないのかなというのはすごく感じました。

(司会者)

弁護人も混乱していたという印象ですかね。

(1番)

そうですね。みんなで混乱したという感じはありましたね。

(司会者)

2番さんはいかがですか。証人尋問の弁護人の効果ですね。

(2番)

検察官が先に質問されて、どちらかというと弁護人も似たような質問があったなというのと、被告人が未成年者だったので、考え方というか言葉なども大変だったのかな。

(司会者)

言葉をうまく引き出すのに苦勞していた感じですね。

(2番)

はい。

(司会者)

とはいえ、弁護人のそういった努力は見ていてどうですか、ちゃんと伝わりましたか。あるいは、うまく聞いているなという印象だったのか。

(2番)

未成年だったので、時々言っている内容がころっと変わってしまう部分もあったので、弁護人も少し慌てていたかなというのは見えてしまったのですが。

(司会者)

警察官とか速度鑑定を行った鑑定人のお話も聞いていましたね。そこはむしろ弁護人は、検察官が引き出した証言を何とかひっくり返したいということでやっていたのだと思うのですけれども、そこはどうですか。

(2番)

そこは頑張られているようにも感じましたが、やはり検察官の方がずばっと言っているという印象が強かったです。

(司会者)

弁護人の方としては攻めあぐねているという感じですかね。

(2番)

そうですね。攻められてしまっている感じが。

(司会者)

物理の問題などは、弁護人もよく勉強してきたという印象はあったのですけれども、非常に頑張っておられたのだけれども、なかなか功を奏さなかったという印象ですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

3番さん、弁護人の活動という点ですが、いかがですか。

(3番)

いろいろな意図が自分としては分かったつもりなのですが、最後にその意図に沿った証言を引き出すというところまでは行っていなかったというのがあったので、3人の目撃者に。そこまでもっと突っ込みどころを突っ込んで、そこら辺をもう少し工夫があったほうが良かったかなと、個人的には思いました。

本当はもう少し突っ込んだ証言というか、目撃談が欲しかったのではないかなと。あるいは、本当は違うのに、みんなが事件の後に口裏合わせしたか、印象もそうなってしまったかというところを本当は引き出したかったのだと思うのですけれども、そこまでは行っていなかったなということです。

(司会者)

検察官の尋問もなかなか難しかったけれども、弁護人がそれを覆そうとするのを見ていても、やはり難しかったという感じですか。

(3番)

難しいなと感じました。

(司会者)

弁護人も混乱してしまったという感じでしたね。

(3番)

あのままでは攻めどころがないかなという気が、そのときはしました。

(司会者)

4番さん、弁護人の尋問はどうだったかということですが、いかがですか。

(4番)

同じことを繰り返して聞いているなと思うところが。

(司会者)

検察官が聞いたことをまた聞いているということですか。

(4番)

はい。

初めの目撃者にまた同じことを聞いていて、何でこう何回も同じことを聞くのか

など思いながら、でも考えてみたら、殴った回数を少なくしたいということで一生懸命聞いているのかなと思ったり、目撃者に関しての尋問はあまり意図が分からなかったというか。

(司会者)

弁護人の質問が、なぜそんな質問をするのかがよく分からなかったということですか。

(4番)

それでどう被告人のためになるかなというのがありましたね。

(司会者)

鑑定をした精神科医のお話も聞いていますけれども、そこはどうですか。やはり反対尋問はかなり精神医学とかを勉強して臨まないと難しいのだらうと思いますけれども、そこはどうですか、弁護人は頑張っていた感じでしたか。

(4番)

どうなのでしょう。それを理由にしたいのでしょうかけれども、そこまでは行かない感じでした。

(司会者)

被告人にはこういう障害があるので、酌んでほしいということで連れてきた証人だったので、弁護人が事前準備している証人なのです。そういう前提なのですが、分りにくかったという感じですか。

(4番)

確かに被告人に対する印象は、そういう障害があるからやむを得ないだろうなという気持ちにはさせられますけれども。

(司会者)

そういう気持ちになるような証言は一応出たということですか。

(4番)

はい。

(司会者)

次は論告，弁論ということになります。

冒頭陳述は証拠調べをする予定の内容のプレゼンだったけれども，論告，弁論は証拠調べを踏まえて検察官，弁護人が意見を述べるのだというお話を当時もしていましたね。

1 番さんの事件だと，検察官の論告メモはB 4 が 1 枚ですから，A 4 で 2 枚分ですね。弁護人の弁論メモも B 4 が 1 枚ですから，A 4 で 2 枚分の分量だったということです。

証拠を踏まえた上での意見を聞いたことになるのですけれども，分かりやすかったとか，あるいは少し余計なことを言っているなとか，何か御感想はありますか。

(1 番)

その殺意の有無みたいなところを検察官も弁護人もそれぞれおっしゃりたかったのだろうなというのはわかったのですけれども，曖昧な部分といいますか，被害者と被告人の話から組み立てていかなければいけない部分というところが結構多かったんで，その辺りはどちらも，こちらの方が自然だなという感じではなくて。

(司会者)

内容的には双方ともすっきりしない内容になっていましたね。尋問が難しかったですものね。

(1 番)

その中で，断定できないことは被告人に有利にみたいな話を。

(司会者)

疑わしきは被告人の利益にということですね。

(1 番)

そうですね。はっきり断定できない部分に関しては被告人に有利に考えてあげないといけないというところが司法の考え方なのだというのを知れたので，そこはそうですね。

(司会者)

論告と弁論をお聞きになっていて、それ自体はすんなり頭に入りましたか。それとも、詳し過ぎて分かりにくかったとか、あっさりし過ぎていて分かりにくかったとか、その辺はどうですか。

(1 番)

まず求刑に対するところでデータベースみたいなものがあって、こういう条件で検索したらそれぞれこういうふうになるから、これを求刑するということは、丸っきり感情だけでもなく、本当に一般的に意のないままのケースが数で出てくるところなので、こういうのでだんだん絞っていくのだなというのが。

(司会者)

検察官はグラフを論告で示して、そのグラフでの位置づけというのを論じたわけですね。

弁護人もグラフこそ示さなかったけれども、量刑検索システムの検索条件で絞ったらこうなるので、このぐらいにすべきだという主張をされたわけですね。

そこは聞いていて分かりやすかったということですか。

(1 番)

そうですね。やはり過去の判例とかいろいろ踏まえた上でのお互いの求めてくる量刑というところだったので、その基準よりも少なくするのか多くするのかというのをお互いに弁護士も検察官もおっしゃっていたので、それぞれの流れを聞いた話の中で、重くするならどういう理由があるのか、軽くするならどういう事情があったとか、そういうところが組み立てていけたので、そこは良かったのかなと思いました。

(司会者)

2 番さんの事件は検察官の論告メモがやはり B 4 が 1 枚、A 4 で 2 枚分ですね。弁護人の弁論要旨が少し長くて B 4 が 2 枚ですから、A 4 で 4 枚分の分量だったということになります。

2番さん、どうですか。論告、弁論をお聞きになっていて、分かりやすかった、分かりにくかった、あるいは少し長かった、短かった、何か感想はありましたか。

(2番)

話を聞きながら、検察官も弁護人もそれぞれ言いたい部分は何となく伝わっては来ていたのですけれども。

(司会者)

内容自体は、先ほど来のお話のように、非常に難しい内容でしたけれども、証拠調べを踏まえた上での主張としては、証拠に沿って分かりやすかったという感じですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

争点が多いせいもあって、特に弁護人の弁論は分量が多かったのですけれども、これもそんなに聞いていて苦にならなかったという感じですか。

(2番)

苦にはなかったです。

(司会者)

集中して聞けたということですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

3番さんの事件も検察官の論告メモがB4が1枚とA4が1枚。事実関係の論告部分がB4が1枚ですからA4で2枚分ですね。それから情状面に関してA4で1枚。弁護人の弁論が12枚分の弁論要旨、この内容を読み上げたということでしたけれども、3番さんはいかがですか。検察官の論告、弁護人の弁論をお聞きになって、何か御感想はありますか。

(3番)

資料的にはやはり検察官のまとめ方というか、会社などでもこういったものはポイントを絞ってなるべく1個にまとめるということなので、体裁的にも見慣れているということもあるのですけれども、まとまった感じがしました。

(司会者)

そうすると、論告は頭にすんなり入るような形だったということですか。

(3番)

ポイントは何だかと、1枚とか2枚でぱっと分かるので、比較論としては弁護人はA4で12枚ということなので、これだけだとなかなか。

(司会者)

理解しにくかったということですか。

(3番)

このまとめ方はきついなど。

(司会者)

理解するのは少し大変でしたかね。

(3番)

はい。中身自体は最初からずっと繰り返されているところとか、一個一個は当然見れば分かるのですけれども、まとめ方としてはやはり検察官のまとめ方の方が見やすいというか、分かりやすいというか。

(司会者)

4番さんの事件はやはり分量がちょっとありましたね。事実関係に関する論告メモがA4で1枚、情状に関する論告メモがB4で1枚ですからA4で2枚分、全部でA4で3枚分だったと。それから弁護人の最終弁論はB4が1枚なのでA4で2枚分の分量だったということでしたね。

4番さん、論告、弁論をお聞きになっていて、分かりにくかった、分かりやすかった、その辺はどうですか。

(4 番)

理解できました。

(司会者)

特に長いなとか短いなとか、そういう印象も特段なかったですかね。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

弁論はどうですか。むしろ弁護人の弁論の方が、検察官の論告よりも短くまとめでありましたが。

(4 番)

あっさりした感じだったのですけれども、気持ちとしては、こういうところを考えて酌んであげてくださいというのが伝わってくる感じがしました。

(司会者)

分かりやすかったということですか。

(4 番)

はい。

(司会者)

論告、弁論は今お聞きすると、分量いかに関わらず、皆さんおおむね分かりやすかったなという印象でよろしいですね。

ここまで来ると、最初の冒頭陳述、証拠調べを経て、ざっと流れが一貫して出てくるわけですが、振り返ってみて冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論は、検察官、弁護人はちゃんと自分たちが当初宣言したとおりの訴訟活動、立証ができていたか、その辺は印象的にはどうですか。

1 番さん、そこはどうですか。

(1 番)

印象的には、いろいろふらふらとした証言などもありましたけれども、主張した

いところはしっかりと常に一貫して言っていたので、そこに関しては分かりやすかったです。

(司会者)

他の皆さんもやはり大体そんな印象ですかね。

検察官の立場から、論告に対して何かありますか。

(検察官)

論告は公判活動の正に集大成になりますので、証拠調べでの結果を皆さんに改めて見ていただいて、被告人にどういった刑罰が相当なのかというところを分かりやすく、かつ適正、妥当ですよということを訴えるものなので、そこについて、ここにいる皆さんが分かりやすいものでまとまっていたと言っていたのは、良かったなと思いました。

検察庁としては、一見して分かりやすいもの、まとまっているものについて、これまで続けてきたことに問題はなかったのだなと改めて感じました。

(司会者)

弁護人の立場から何かありますか。

(弁護士)

以前は弁護人の方の評価が低いことが多くて、常々反省を強いられることもないではなかったのですが、今日、参加させていただいて、改善の余地はありつつも、弁護士の言っていることがよく分からないとか、分かりにくいとか、そういう評価がほとんど聞かれなかったもので、ほっとしております。今後も鋭意工夫、勉強を重ねながら、より良い弁護活動ができればいいなという感想を持ちました。

特に弁論の評価があまり良くないことが多いのですが、割と肯定的で非常に良かったなと思っておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

(司会者)

では、最後に評議と判決についてです。

評議の秘密がありますのでなかなか難しいところではあるのですが、こちらがお

聞きしたいのは、証拠調べを踏まえて意見を述べられたかどうかというのが一番気に掛かるところです。

4番さん、その点はいかがですか。評議で発言をいろいろしてもらったかと思うのですが、証拠を踏まえて意見を言えたかどうか、そこは御感想としてはどうですか。

(4番)

事実をもとに、それこそデータベース化されているものを見て、あれを参考にし
てやるというのも初めて知って、画期的だなと思ったのですけれども、正当にとい
うか妥当に評議できたのではないかなと思います。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(3番)

自分なりの考えはいろいろ言えたと思っています。

(司会者)

2番さんはいかがですか。

(2番)

弁護人とか検察官のいろいろなお話を聞いていろいろ考えさせられることがす
くありましたけれども、思いは伝えられた気はします。

あと、被告人が未成年だったので、自分の子供のことも考えながら、保護者の
ことも考えながら、いろいろなことをいっぱい頭で考えながら結論は出せた気はし
ます。

(司会者)

1番さん、その点はいかがですか。

(1番)

評議の場で裁判員が何人もいる中で、普段はみんな専門的にそんなことを考えて
いる立場ではない中でいろいろな意見を出しながら、話がぶれそうになったりする

場面もあるのですけれども、そのときはしっかり争点とか過去の事例なども裁判官が途中でお話ししてくれて、クールダウンしながらみんなで評議できたというのが結果的には感じられました。

あとはデータシステムがあつたりして、ある程度の今までの判例なども踏まえながらの話だったので、逆に司法に対しての安心感というのはすごく感じました。

(司会者)

皆さん方はおおむね、証拠に基づいて御自分の意見はきちんと述べられたという感想でよろしいですか。

論告メモあるいは冒頭陳述メモ、そういったものも見ながら評議したかと思うのですが、そういうときはどうですか。その論告メモとか弁論メモは役に立ったのかな、分かりやすかったのかな、先ほどもお聞きしたのですけれども、評議をする際に使う資料としてはどうでしたか。

1 番さんはどうですか。

(1 番)

短時間でがっつりやるわけではないので、記憶もあやふやになってしまったり忘れていたりすることなどもあつたりするので、あと、みんな引っ掛かるポイントが違っていたりもあつたので、やはりメモとか客観的な資料などがないと本当にまとまらなかったらうなというのは思います。

(司会者)

3 番さんは先ほどメモを随分取っているとおっしゃっていましたがけれども、やはり論告メモとか弁論メモなどにも書き込んで。

(3 番)

書き込み用のメモ用紙があつたので、あれで全部自分なりに、後で分かるように自分で納得いく、理解できるようにと。

(司会者)

やはり 2 番さん、4 番さんもメモは大分取っていらしたのですかね。

テクニカルな話になりますけれども、論告メモの用紙だとか弁論メモの用紙なども、もう少しこの辺が工夫されていればメモが取りやすいのになとか、そういうことはありましたか。特にそういうのはないですか。

中には、右側4分の1ぐらいを白紙にしておいて、ここにメモを取ってくださいねみたいな書類を出してきたり、いろいろな工夫をされることもあるのだけれども。

(3番)

そういったものの方が当然取りやすいです。どこをメモったというのが後で振り返ることができるので、関連付けは分かりやすいですね。だから、日付と項目と誰がという関連が分かるようなメモができる様式だったらもっといいかなと思います。

(司会者)

民間の方のほうが、そういうのは長けているのですかね。我々はあまりそういうことはふだんやっていないので、ぱっと見て分かる書式とか、あるいはメモを取りやすい書式といったものはもう少し工夫されているといいなというところですかね。

(3番)

そう思います。

(司会者)

それから、評議の内容を踏まえて、意を尽くした判決が書けていたかどうかということが裁判官の関心事ではあるのですけれども、その点は1番さん、どうですか。

(1番)

本当に評議の場でも確認しながら項目ごとに取りまとめていって結論に至るようになっていたので、しっかり裁判員の話も踏まえて、やはり反映はされているのだなというのは感じました。

(司会者)

他の方々は、そこはどうですか。

1番さんとは違う意見、感想がある方はおられますか。そういうことも遠慮なく聞かせてほしいのですが。

検察官，弁護人の方で何かこの機会にお聞きしたいことなどがありますか。

(弁護士)

最後に，1番さんが言ってくださっていた疑わしきは被告人の利益にというのが裁判のルールの大前提になるので，何かよく分からないなということは基本的には被告人に有利な形で認定をしていただく必要があるということは，最初に裁判官から説明を受けていたと思うのですけれども，それを最後まで頭に入れて評議を終えられたという感想か，それだけをお聞かせいただければと思います。

(司会者)

1番さんはそれが頭にあったということですね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

2番さんはその点はいかがですか。

(2番)

やはりそれは頭の中に入っていましたね。

(司会者)

裁判官の説明自体は理解できましたか。

(2番)

その説明は理解できました。

(司会者)

3番さん，そこはいかがですか。

(3番)

理解したつもりで，事実を何とか理解しようと，そこで判断だということでは努めたつもりです。

(司会者)

4番さん，いかがですか。

(4番)

私も、それこそ裁判長が法廷の中だけで判断してくださいとおっしゃったのをすごく肝に銘じてというか、検察官が取調べのことをおっしゃろうとしたときに制止されたので、ここの場だけでこの人を見て、この状況で判断するのだな、証言で判断するのだなと思いました。

(司会者)

こうだと言いきれないところは被告人に有利にという御説明をしていたと思いますが、それは理解できたということよろしいですか。

(4番)

はい。

(弁護士)

グレーなところは、この人、怪しいなというのはどうしても印象としては出やすく、それに流されると裁判のルールが崩れてしまうというところがあったもので、少し確認させていただきたかった。それは問題なかったということであれば、弁護士としては良かったなと思います。

(司会者)

今日は本当に長い時間お付き合いいただきまして、ありがとうございました。これも御説明しているとおりの、また呼ばれることもあるかと思いますので、そのときにはまた快く御協力いただければと思います。

どうもありがとうございました。